

特定取締役、特定監査役

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 45

【要約】

会社法の関係法務省令に「特定取締役」、「特定監査役」という用語が規定されている。

この特定取締役・特定監査役は事業報告や計算書類の監査に関連する制度である。

特定取締役・特定監査役について、ごく基礎的なことを解説する。

1．会社法下の特定取締役・特定監査役

会社法、より正確には会社法の関係法務省令に「特定取締役」、「特定監査役」という用語が規定されている。

その定め方は少々複雑で、**会社法施行規則で規定する特定取締役・特定監査役と、会社計算規則で規定する特定取締役・特定監査役**が存在する。

2．会社法施行規則の特定取締役・特定監査役

(1) 会社法施行規則の特定取締役

会社法施行規則の特定取締役とは、監査役・監査委員会から、事業報告（及びその附属明細書）に関する監査報告の内容の通知を受ける者である（会社法施行規則 132 条 1 項）。

具体的には、次の者である（会社法施行規則 132 条 4 項）。

事業報告（及びその附属明細書）に関する監査報告の内容の通知を受ける者を定めた場合（注1）	その通知を受ける者と定められた者
以外の場合	事業報告（及びその附属明細書）の作成に関する職務を行った取締役及び執行役（注2）

（注1）定め方については、相澤哲（法務省大臣官房参事官）他「新会社法関係法務省令の解説



(5) 事業報告〔下〕(旬刊商事法務 1763号 [2006.4.5]の14~22ページ、特に21ページ)に、次の記述が存在する。

「監査報告等の通知受領者の定め方については、施行規則においては、特に制限は設けられていない。重要な業務の執行に当たるものでもないため、必ずしも取締役会の決議によって定める必要はなく、互選その他の適宜の方法をもって定めれば足りる。」

(注2) 監査役設置会社の場合と委員会設置会社の場合を分けて規定していないので、委員会設置会社の場合として、執行役が規定されている。

(2) 会社法施行規則の特定監査役

会社法施行規則の特定監査役とは、事業報告(及びその附属明細書)に関する監査報告の内容を特定取締役(若しくは監査委員)に通知する役割を有する監査役(もしくは監査委員)である(会社法施行規則132条1項)。

具体的には、次の者である(会社法施行規則132条5項)。

監査役設置会社 (監査役(若しくは監査委員)の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含み、監査役会設置会社を除く。)		
イ	2人以上の監査役が存する場合において、事業報告(及びその附属明細書)に関する監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めたとき(注3)	その通知をすべき監査役として定められた監査役
ロ	2人以上の監査役が存する場合において、事業報告(及びその附属明細書)に関する監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めていないとき	すべての監査役
ハ	イ又はロに掲げる場合以外の場合(監査役が1人の場合)	監査役

監査役会設置会社		
イ	監査役会が、事業報告(及びその附属明細書)に関する監査報告の内容の通知をすべき監査役を定めた場合(注3)(注4)	その通知をすべき監査役として定められた監査役
ロ	イに掲げる場合以外の場合	すべての監査役

委員会設置会社		
監査委員会において、事業報告(及びその附属明細書)に関する監査報告の内容の通知をすべき監査委員として定められた監査委員(注3)(注5)		

(注3) 通知をすべき監査役(監査委員)の定め方については、直接的ではないかもしれないが、郡谷大輔(前法務省民事局付)監修「会社法関係法務省令 逐条実務詳解」(清文社、2006年)の268ページに次の記述が存在する。

「特定監査役に関する定めもまた、監査役会規則や監査委員会規則等で定められよう。監査役会が組織されていない場合についても、同等の内部規程等で特定方法が定められることになるだろう。」

(注4) なお、監査役会設置会社の場合、通知をすべき監査役(監査委員)を定める場合、必ず監査役会で定めなければならない。相澤哲(法務省大臣官房参事官)他「新会社法関係法

務省令の解説(5) 事業報告〔下〕」(旬刊商事法務 1763号[2006.4.5]の14~22ページ、特に21ページ)参照。

(注5)委員会設置会社の場合、必ず監査委員会で特定監査役になる監査委員を指定しなければならない。相澤哲(法務省大臣官房参事官)他「新会社法関係法務省令の解説(5) 事業報告〔下〕」(旬刊商事法務 1763号[2006.4.5]の14~22ページ、特に21ページ)参照。

3. 会社計算規則の特定取締役・特定監査役

(1) 会社計算規則の特定取締役

会社計算規則の特定取締役とは、会計監査人から、会計監査報告の内容の通知を受ける取締役等のことである(会社計算規則 158条1項。なお、159条、160条参照)。

具体的には、次の者である(会社計算規則 158条4項)^(注6)。

会計監査報告の内容の通知を受ける者を定めた場合	その通知を受ける者と定められた者
以外の場合	監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った取締役及び執行役 ^(注7)

(注6)「会計参与設置会社の場合には、特定取締役には会計参与も必ず含まれる。」(郡谷大輔(前法務省民事局付)監修「会社法関係法務省令 逐条実務詳解」(清文社、2006年)の836ページより引用)

(注7)計算関係書類については、会社計算規則2条3項3号に定義が存在する。例えば、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書である。

(2) 会社計算規則の特定監査役

会社計算規則の特定監査役とは、会計監査人から、会計監査報告の内容の通知を受ける監査役(もしくは監査委員)のことである(会社計算規則 158条1項。なお、159条、160条参照)。

具体的には、次の者である(会社計算規則 158条5項)。

監査役設置会社(監査役会設置会社を除く。)		
イ	2人以上の監査役が存する場合において、会計監査報告の内容の通知を受ける監査役を定めたとき	その通知を受ける監査役として定められた監査役
ロ	2人以上の監査役が存する場合において、会計監査報告の内容の通知を受ける監査役を定めていないとき	すべての監査役
ハ	イ又はロに掲げる場合以外の場合(監査役が1人の場合)	監査役

監査役会設置会社		
イ	監査役会が、会計監査報告の内容の通知を受ける監査役を定めた場合	その通知を受ける監査役として定められた監査役
ロ	イに掲げる場合以外の場合	すべての監査役

委員会設置会社		
監査委員会において、会計監査報告の内容の通知を受ける監査委員として定められた監査委員		

4 . ご参考

(1) 書籍

郡谷大輔（前法務省民事局付）監修「**会社法関係法務省令 逐条実務詳解**」（清文社、2006年）

(2) 雑誌記事

相澤哲（法務省大臣官房参事官）他「**新会社法関係法務省令の解説（5） 事業報告〔下〕**」（旬刊商事法務 1763号 [2006.4.5] の14～22ページ）

(3) その他

日本監査役協会の作成資料

会社法に基づく「監査役会規則（ひな型）」（2006年〔平成18年〕6月6日）^{（注8）（注9）}

日本監査役協会のHP (http://www.kansa.or.jp/siryuu/elibrary/el_001_060607.html) 参照

（注8）上記の「監査役会規則（ひな型）」の7条とその箇所の注が、特定監査役に関連する記述である。そこでは、1人の監査役が、「会社法施行規則の特定監査役」と「会社計算規則の特定監査役」を兼ねるといったイメージで作成されていると考えられる。

（注9）上記の「監査役会規則（ひな型）」の「（注6）」では、「法令上、特定監査役は、常勤の監査役であることを要しない。そのため、本規定の要否については、各社の実状に応じて検討されたい。」と記述されている。